

川崎市職員労働組合同規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この組合の名称は、川崎市職員労働組合（略称「川崎市職労」とし、以下「組合」という）といい、事務所を川崎市川崎区東田町 5 番地 1 に置く。

(法人)

第 2 条 この組合は法人とする。

(目的)

第 3 条 この組合は、組合員の経済的、社会的、政治的地位の向上と自治労綱領の趣旨の実現及び運動方針の貫徹を図ることを目的とする。

(事業及び活動)

第 4 条 この組合は、前条の目的を達成するために次の事業及び活動を行う。

- (1) 給与、勤務時間その他の労働条件の維持及び改善に関すること。
- (2) 組合員の教育、啓発、労働者文化の向上となる教育宣伝、機関紙、出版物などに関すること。
- (3) 組合員の福利厚生に関すること。
- (4) 組合組織の強化に関すること。
- (5) 組合活動に資する調査、統計、その他資料収集に関すること。
- (6) 地方自治の民主化に関すること。
- (7) 産業別交流及び民主的な友好団体との提携、協力に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要なこと。

第 2 章 組 合 員

(組合員の範囲)

第 5 条 この組合は、川崎市の職員及び中央委員会、又は大会で認められた者をもって組織する。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 消防職員。
- (2) 特別職非常勤職員の顧問、参与及びこれらの者に準ずる者。
- (3) 川崎市の職員のうち、川崎市人事委員会にて定める管理職員等の範囲を定める規則で定

める管理職員等（以下、管理職員とする。）

（組合員資格の疑義）

第6条 組合員の資格について疑義があるときは、中央委員会で決める。

（組合加入の手続き）

第7条 第5条に規定する職員はすべて正当な手続きにより組合員となることができる。

2 前項に規定する手続きは中央執行委員長あてに書面で行わなくてはならない。

（組合員資格の喪失・停止）

第8条 組合員は、次の各号に該当する場合、組合員資格を喪失する。

(1) 川崎市の職員としての身分を喪失したとき。

ただし、免職処分を受けてから1年以内の者及び提訴中の者を除く。

(2) 第5条ただし書1号、2号に該当したとき。

(3) 第69条に規定する除名処分を受けたとき。

(4) 死亡

2 任命権者の異なる職場への異動により他単組に所属する場合は、その期間の組合員資格を停止し、この組合に該当する職場への異動により組合員としての資格が再開する。

3 第5条ただし書3号に該当する場合はその期間の組合員資格を停止し、組合員名簿から除外し別途管理する。

なお、当該職員が管理職員に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日をもって再び組合員名簿に登載し、組合員としての資格が再開する。

第3章 組合員の権利と義務

（平等の原則）

第9条 組合員は、この組合の規約（以下「規約」という）のもとに平等の権利、義務を有し、年齢、性別、職種、熟練の程度、国籍、宗教、身分等により差別待遇を受けない。

（権利）

第10条 組合員は、規約の定めるところにより、次の権利を有する。

(1) 役員選挙権及び被選挙権

(2) 組合の諸会議に出席し、報告を受け、建議、討議、決議に加わること。

(3) 会計冊簿及び証拠書類を閲覧すること。

(4) 組合運動に起因して犠牲を被ったときに救援を受けること。

（義務）

第11条 組合員は、次の義務を負う。

- (1) 自治労綱領、規約及び機関の決定に従うこと。
- (2) 機関が要請する調査を報告すること。
- (3) 組合の統制に服し、組合を維持すること。
- (4) 所定の組合費、臨時組合費、救援資金及びその他機関の決定した臨時の資金（以下「臨時徴収金」という）を所定の期日に納入すること。

第4章 組合の機関

(機関の種類)

第12条 この組合に次の機関をおく。

- (1) 大会
- (2) 中央委員会
- (3) 中央執行委員会
- (4) その他補助機関等

第1節 議決機関

(大会)

第13条 大会は、この組合の最高議決機関であつて代議員及び役員をもつて構成する。

2 代議員は大会のつど、組合員25人につき1人の割合で支部毎に選出する。

ただし、端数が13人を超えたときは1人を加える。

3 継続大会の場合は、原則として代議員は継続するものとする。

4 支部は、原則として大会当日の1週間前までに代議員の名簿を中央執行委員長に提出しなければならない。

ただし、第15条ただし書に規定する大規模災害、その他災害に準ずる不測かつ緊急な事態が生じた場合はその限りではない。

(大会の招集)

第14条 大会はこれを定期大会と臨時大会とし、中央執行委員長が招集する。

2 定期大会は原則として毎年9月に開催する。

ただし、大規模災害、その他災害に準じる不測かつ緊急な事態が生じた場合は第64条に規定する不測かつ緊急な事態に関する特例に従い機関処理を行うものとする。

3 臨時大会は中央委員会が必要と認めたとき、又は組合員の3分の1以上が理由を明示して要求したとき開催するものとし、その請求があつたときより2週間以内に開催しなければならない。ただし、中央委員会の議決により、日時が指定された場合は、この限りではない。

(大会招集の手續)

第15条 中央執行委員会は、大会を招集するときは開催の理由、日時、場所、議題等を大会当日の10日前までに組合員に告示しなければならない。

ただし、緊急やむを得ない臨時大会や大規模災害、その他災害に準じる不測かつ緊急な事態が生じた場合はこの限りではない。

(大会に付議すべき事項)

第16条 次の事項は大会において決定しなければならない。

- (1) 機関の信任又は不信任
- (2) 組合規約の変更
- (3) 組合の解散又は合併
- (4) 組合の基本方針及び年度計画
- (5) 上部団体に対する加入又は脱退
- (6) 組合の予算及び決算
- (7) 組合資産の処分及び積立金の使用
- (8) 組合員の権利停止及び除名
- (9) 会計監査委員の選出
- (10) 査問委員の選出
- (11) 第14条第3項に規定する理由を明示して請求があった事項
- (12) その他重要な事項で中央執行委員長が、提案する事項

2 前項第1号から第3号までの事項は、前項の規定にかかわらず大会で決定した後、組合員の直接かつ秘密の投票により組合員の過半数の同意を得なければならない。

(中央委員会)

第17条 中央委員会は、大会に次ぐ議決機関であり、中央執行委員長が原則として毎月1回召集する。

2 中央委員会は、中央委員と役員をもって構成する。

3 中央委員会は、大会の決定に従い大会より次期大会までの間、組合業務の運営に関する方針を決定する。

4 中央執行委員長は、中央委員会当日の3日前までに議題その他必要な事項を中央委員に通知しなければならない。

5 中央委員は、原則として各支部が選出し、組合員50人につき1人の割合で選出する。

ただし、端数が25人を超えたときは1人を加える。

6 中央委員又は支部役員は、中央委員会の決定、報告等を組合員に周知させなければならない。

7 中央委員の任期は定期大会の終了から2年後の定期大会終了までとする。

ただし、再選は妨げない。

8 中央委員はその氏名を登録する。

(中央委員会に付議すべき事項)

第18条 次の事項は中央委員会で審議決定又は承認をえなければならない。

- (1) 審議事項

大会提出議案

(2) 決定事項

- ア 疑義を生じた規約の解釈
- イ 更生予算及び暫定予算
- ウ 臨時組合費及び臨時徴収金の徴収
- エ 専従役員
- オ 大会付議事項以外の重要事項
- カ その他重要事項で中央執行委員長が提起する事項

(3) 承認事項

- ア 事業の中間報告
- イ 大会議長団の推薦
- ウ 上部団体又は他団体への役員及び代表組合員の選出

(中央委員会の責任)

第19条 中央委員会は、大会から次期大会までのあらゆる議決につき大会に対して責任を負う。

第2節 執行機関等

(中央執行委員会)

第20条 中央執行委員会は会計監査委員及び特別中央執行委員を除く役員で構成し、中央執行委員長が随時、これを招集する。

2 中央執行委員会は、大会の決定にもとづき組合業務の執行について協議し執行する。

(責任)

第21条 中央執行委員会は、大会及び中央委員会に対して発議権を有し、これらで決定された事項を執行し、これらに対して一切の責任を負う。

(闘争委員会及び拡大闘争委員会)

第22条 組合は闘争を行うために、大会又は中央委員会の議決により闘争委員会をおく。

2 闘争委員会は、大会又は中央委員会の議決にもとづく決定権を有する。

ただし、すみやかに大会又は中央委員会に報告し、承認を得なければならない。

3 闘争委員会を補佐するため、拡大闘争委員会をおくことができる。

第3節 連絡調整機関

(支部代表者会議、書記長会議)

第23条 中央執行委員長は、必要に応じて支部代表者会議、書記長会議を開くことができる。

2 支部代表者会議は原則として支部長をもって構成し、中央執行委員長が随時これを招集す

る。

この会議は組合業務を円滑に施行するための連絡機関であり、議決権限をおかすことはできない。

3 書記長会議は支部書記長をもって構成し、中央執行委員長承認のもとに書記長が招集する。

この会議はこの組合と支部運営が事務的、技術的に円滑に施行できるよう必要な事項を検討し、連絡調整に努めるものとする。

第4節 諮問機関

(組織強化委員会)

第24条 組織強化委員会は、中央執行委員長が指名する役員ならびに支部長をもって構成する。

2 組織強化委員会は、組織強化に関し、中央執行委員長の諮問に応じ、計画を策定し、資料を添えて答申するものとする。

3 組織強化委員会の準則は、別に定める。

(救援委員会)

第25条 救援委員会は、中央執行委員長が指名する役員ならびに支部長をもって構成する。

2 救援委員会は、組合員の救済に関し、中央執行委員長の諮問に応じ、可否を議決して答申するものとする。

3 救援委員会の運営は、別に定める規則による。

(専門委員会)

第26条 専門委員会は役員及び支部役員又は、組合員の専門知識経験者をもって構成し、中央執行委員長の承認のもとに、その委員会の長が招集する。

2 専門委員会は、必要に応じて開催し、中央執行委員長の諮問をうけ、必要な事項の調査及び研究にあたり、答申するものとする。

第5節 補助機関

(評議会等)

第27条 この組合に補助機関として次の部・評議会（以下「評議会等」という）をおく。

(1) 現業評議会

(2) ユース部

(3) 女性部

(4) 書記会議

(5) 会計年度任用職員評議会

2 この評議会等の開催は、中央執行委員長の承認のもとに、必要に応じてその長が招集する。

- 3 この評議会等における決定事項は、中央執行委員会において処理しなければならない。ただし、議決機関の議を必要とする事項はその議を経なければならない。
- 4 この評議会等の運営その他は、別に定める規則等による。

第5章 支部組織等

(支部の設置)

第28条 この組合の運営を円滑に行うために、支部をおく。

- 2 支部の廃置分合は、中央委員会できめる。

(支部活動)

第29条 支部はこの組合の方針と統制のもとに、次の活動を行う。

- (1) 組合員相互の交流と諸活動を通して団結を強めること。
- (2) この組合の指令、通達、指示などを組合員に周知させること。
- (3) 支部内の諸問題を解決すること。
- (4) その他、この組合の目的達成に必要なこと。

(支部役員)

第30条 前条の活動を行うため支部に役員をおき、支部において選出する。

- 2 支部役員は、規約を遵守し、運動方針の具体化のために努めるとともに支部活動の発展を図らなければならない。

(支部の機関)

第31条 第29条に規定する支部活動を遂行するために、支部に機関をおく。

- 2 支部の機関については支部で定める。

(支部規約)

第32条 支部の規約は、この規約に準じて、各支部でこれを定める。

(地区連絡協議会)

第33条 この組合は、支部が行う諸活動をたすけ、行政区内の諸問題の共同解決を図り、あわせてこの組合の行政区での統一行動を促進するための連絡調整を強化するために、行政区別に支部（分会を含む）をもって組織する地区連絡協議会をおくことができる。

第6章 会 議

(会議成立の要件)

第34条 大会および中央委員会は、その会議の議決権を有する構成人員の2分の1以上の出席

をもって成立する。ただし委任状は認められない。

2 その他必要な事項は、別に定める規則による。

(議長の選出)

第35条 議長の選出は次の方法による。

- (1) 大会の議長は、あらかじめ代議員の中から中央委員会が推薦した者、又は代議員の中から代議員が選出する。
- (2) 中央委員会の議長は、あらかじめ中央委員の中から中央執行委員会が推薦した者、又は中央委員会の中から中央委員が選出する。
- (3) その他の機関の議長は、その機関の長又は招集権者、もしくは招集権者があらかじめ指名した者とする。

(議長の任期)

第36条 議長の任期は次による。

- (1) 大会の議長の任期は、当該大会の会期中とする。ただし、中断するが継続して開催される場合は会期中とみなす。
- (2) 中央委員会の議長の任期は、原則として定期大会から次期定期大会までとし、再選を妨げない。
- (3) その他機関の議長の任期については、その機関の役員の任期とする。

(議長の権限)

第37条 議長は会議を代表する。

- 2 議長は、議事規則に則り議事を整理し、議場の秩序を保持しなければならない。
- 3 議長は、書記を任命して議事録を作成することができる。

(議事の公開)

第38条 議事は原則として公開する。

ただし、理由を明らかにして非公開とすることができる。

(会議の公開)

第39条 会議は原則として公開する。

ただし、理由を明らかにして非公開とすることができる。

- 2 組合員以外の傍聴は禁止する。
ただし中央執行委員会が認めた場合には、その限りではない。
- 3 傍聴者は発言することができない。
ただし議長が認めた場合は、この限りではない。

(議事の決定等)

第40条 会議の議事は別に定めるもののほか、次の方法によって決定する。

- (1) 議決権を有する出席構成人員の過半数の同意、又は承認を得る。
ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (2) 議決権は、大会においては代議員、中央委員会において中央委員が有する。
- (3) 議決の方法は挙手、無記名投票、その他議長が適当と判断する方法による。

(議事録)

第41条 定期大会、その他組合の運営に関わる重要な会議については議事録を作成し、別に定める規程に従い保存・管理を行う。

(議事運営委員会及び資格審査委員会の設置)

第42条 大会及び中央委員会の運営を円滑にするため、議事運営委員会及び資格審査委員会を設置することができる。

2 議事運営委員会及び資格審査委員会の運営は、別に定める規則による。

第7章 役員

第1節 役員及び任期

(役員)

第43条 この組合に次の役員をおく。

- (1) 中央執行委員長 1名
- (2) 副中央執行委員長 2名
- (3) 書記長 1名
- (4) 中央執行委員 若干名
- (5) 会計監査委員 3名
- (6) 特別役員
 - ア 特別中央執行委員 若干名
 - イ 臨時中央執行委員 若干名

2 中央執行委員及び臨時中央執行委員の定数は中央委員会で定める。

(専従役員)

第44条 この組合に専従役員を置くことができるものとし、その準則は別に定める。

(書記次長・専門部長等)

第45条 中央執行委員長は、中央執行委員の中から書記次長、専門部長を任免する。

2 中央執行委員長は、三役・中央執行委員の中からこの組合の財政担当者を任命する。

(役員任期)

第46条 役員任期は次による。ただし再任を妨げない。

(1) 第43条第1号から第5号までの役員の任期は、2年とする。

(2) 特別役員の任期は、その任期とする。

第2節 役員の選出等

(役員の選出)

第47条 この組合の役員の選出は、この規約に定めるもののほか、別に定める規則による。

2 中央執行委員長は、この組合の組織内候補として、この機関の推薦にもとづき、地方議員もしくは国会議員候補、又はそれらの身分を有する者、ならびに上部団体又は他の団体の役員になった者、もしくは、それらの常任役員を大会又は中央委員会の承認を得て、特別中央執行委員とすることができる。

3 臨時中央執行委員は、必要に応じ中央委員会において選出することができる。

(会計監査委員の補充)

第48条 会計監査委員に欠員が生じた場合は、中央委員会においてこれを補充することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(役員選考委員会)

第49条 役員選考委員会は大会で承認を得る会計監査委員および査問委員について審議する。

2 役員選考委員は大会における各支部の所属代議員の中から選出した各1名、および中央執行委員会がその構成員の中から互選した2名をもって構成し、正副委員長は支部の所属代議員の中から選出した委員の互選とする。

3 役員選考委員長は、役員選考委員会で審議された結果を大会で提案しなくてはならない。

4 役員選考副委員長は、役員選考委員長を補佐し、役員選考委員長に事故あるときは、これを代行する。

第3節 役員の任務等

(中央執行委員長)

第50条 中央執行委員長は、この組合を代表し、大会及び中央委員会の決定にもとづき、組合業務に一切の責任を負う。

(副中央執行委員長)

第51条 副中央執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときは、これを代行する。

(書記長)

第52条 書記長は、中央執行委員長を補佐し、組合業務を管掌する。

(財政担当)

第53条 三役・中央執行委員のうち、財政担当者に任命された役員は、この組合の会計を処理し、これに対し責任をもつ。

(書記次長)

第54条 書記次長は、書記長を補佐し、書記長または財政担当に事故あるときは、これを代行する。

(中央執行委員)

第55条 中央執行委員は、中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長とともに組合業務を分担執行する。

(特別中央執行委員及び臨時中央執行委員)

第56条 特別中央執行委員及び臨時中央執行委員は、中央執行委員会の業務に参画し、組合業務を分担執行することができる。

(会計監査)

第57条 会計監査委員は、支部三役経験者の中から選出し、会計業務を監査する。

- 2 会計監査委員は、定期大会において監査の結果について報告しなければならない。
- 3 会計監査委員は、年4回の監査の結果について中央委員会に報告することができる。
- 4 会計監査委員は、必要と認めるときは、中央執行委員会に対して公認会計士による監査をするよう要求することができる。
- 5 会計監査委員は、他の役員と兼務することはできない。

(役員業務)

第58条 この組合の役員は、組合員が遵守すべき条項を積極的に遂行するにとどまらず、組合の機関決定の具現化に努めなければならない。

- 2 役員は、任期が終わって新任者が決定しても事務引継が終了するまでの間、その任務は解かれぬものとする。

(役員及び書記の待遇)

第59条 この組合の役員及び書記の待遇は、別に定める規則による。

第8章 書記局

第60条 書記局は、役員及び書記をもって構成する。

- 2 書記局は、中央執行委員長が統轄し、書記長が管掌する。
- 3 書記局は、別に定める準則にもとづき、この組合の日常業務を処理する。

(書記の任免及び業務)

第61条 書記局に書記若干名を置く。

- 2 書記の任免は、中央執行委員会の承認を経て中央執行委員長がこれを行う。
- 3 書記は、書記長の命を受け書記局の業務を行う。

4 書記の業務分担等については、書記長が定める。

第9章 専門部

(専門部の設置)

第62条 中央執行委員会に専門部をおく。

2 専門部は、第4条に規定する事業及び活動を分担して実施する。

3 専門部の設置又は変更については、中央委員会にて決定する。

(専門部長)

第63条 各専門部に部長をおく。

2 専門部は、必要に応じて部員をおくことができる。ただし、部員は中央執行委員中より選出しなければならない。

3 専門部は、各支部の関係専門部とともに専門部会議を開催することができる。

第10章 不測かつ緊急な事態に関する特例

(大会開催が困難な場合)

第64条 中央執行委員会は、大規模災害、その他不測かつ緊急な事態が発生し、かつ大会を招集することが困難な場合は、大会の議決を経ないで第16条1項に関する業務を執行することができる。

2 ただし、前項には、第16条第1項第1号、同第3号、同第5号は含まれないものとする。

3 第1項について、中央執行委員長は、可及的速やかに大会を招集し、その処理について代議員の承認を得なければならない。

(中央委員会開催が困難な場合)

第65条 中央執行委員会は、大規模災害、その他不測かつ緊急な事態が発生し、かつ中央委員会を招集することが困難な場合は、中央委員会の議決を経ないで、第18条に関する業務を執行することができる。

2 前項については、次の中央委員会または大会において、その処理に関して承認を得なければならない。

第66条 第64条および第65条の行為を行う場合には、支部代表者会議において、事前に承認を得なければならない。

第11章 表 彰

(表 彰)

第67条 この組合の発展に功労のあった者は、これを表彰することができる。

2 表彰は大会、中央委員会又は中央執行委員会の議決により中央執行委員長がこれを行う。

第12章 制 裁

(制 裁)

第68条 この組合は、次の各号に該当する組合員に対して制裁を加えることができる。

- (1) この組合の規約又議決に違反した者。
- (2) この組合の統制に服さない者、又は秩序を乱した者。
- (3) この組合の名誉を毀損した者。
- (4) 組合員としての義務を怠った者。
- (5) その他組合員として不適当な行為をした者。

(制裁の種類)

第69条 制裁は戒告、解任、権利停止及び除名とする。

(制裁の執行)

第70条 制裁は査問委員会の決定により、中央執行委員長がこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず組合員の権利停止及び除名については、大会によって決定した後でなければ、これを執行することができない。
- 3 組合員の権利停止の期間中は、第9条及び第10条の規定は適用されない。

第13章 査 問 委 員 会

(設置の目的)

第71条 査問委員会は組合員の懲罰に関し、組合員の基本的人権を尊重し、適切公平に組合内の正義と秩序を維持し、真に民主的組合の運営を行うために設ける。

第72条 査問委員は、組合員の中より大会において選出する。委員の選出にあたっては役員選考委員会の審議を経て、大会において承認を得なければならない。

- 2 査問委員の定数は5人とし査問委員会を構成する。ただし補欠委員として3人以内をおくことができる。
- 3 査問委員会に議長をおき、議長は査問委員の互選により選出する。

4 査問委員の任期は、定期大会から次期定期大会までとする。

5 役員は、査問委員にはなれない。

(査問請求)

第73条 査問請求は中央執行委員会よりなされる。

第74条 議長は前条の請求のあった場合、請求のあった日から3日以内に委員会を招集する。

(議決と通知)

第75条 査問委員会の議決は、無記名投票によるものとする。

2 第40条の規定にかかわらず委員会の議決は、査問委員定数の3分の2以上の賛成を得なければならない。

3 査問委員会議長は、議決があった場合、3日以内に決定事項を中央執行委員長に通知し、すみやかに当該組合員に通知するものとする。

4 当該組合員で査問委員会の決定に異議のある場合は、決定日より7日以内に査問委員会議長に対して、理由を付して再審査の申し入れをすることができる。

第14章 弾 効

(役員の義務不履行に対する処置)

第76条 役員がその職務について怠慢の行為があった場合、組合員は、その事由を記載した文書をもって、中央執行委員長に対して改善の勧告又は、その怠慢の理由についての説明を求めることができる。

(役員の不信任)

第77条 組合員は、役員及び査問委員が規約又は機関の議決に反した行為をしたとき、大会において不信任案を提出し、総辞職又は関係役員の辞職を求めることができる。

(申 立)

第78条 前条に規定する不信任の申立て、組合員の4分の1以上の署名を得たうえでなければ大会に提案できない。

2 上部団体の役員に対する弾効についても、同一手続きにより行わなければならない。

第15章 会 計

(収 入)

第79条 この組合の収入は、次にかかげるものによってこれを充てる。

(1) 組合費

(2) 臨時徴収金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(組合費及び臨時組合費)

第80条 組合費は、組合員1人ずつ毎月所定の期日までに納入するものとする。ただし、既納の組合費は理由の如何を問わず、これを返済しないものとする。

2 組合費の金額は別に定める。

3 経費に不足が生じたときは、中央委員会の議決を経て臨時組合費を徴収することができる。

4 自治労総合共済基本型掛金を徴収する。徴収額についての規程は別に定める。

第81条 この組合が闘争を行なうにあたって必要があるとき、又はその他の理由で特に必要があるときは、大会又は中央委員会の議決によって臨時徴収金を徴収することができる。

2 臨時徴収金は、特別会計とする。

(会計区分)

第82条 この組合に一般会計と特別会計を設ける。

(一般会計)

第83条 この組合の通常業務を執行するための経費は、一般会計とする。

(特別会計)

第84条 この組合の救援資金、特設された事業および積立金などの会計を適正にするために、大会もしくは中央委員会の議を経て、特別会計を設けることができる。

(資産の処理)

第85条 この組合の資産の管理及び処理は、大会の決定により中央執行委員長がこれを行なう。

(会計年度)

第86条 この組合の会計年度は、毎年8月1日より翌年7月31日までとする。

(会計の運営及び執行)

第87条 この組合の会計の運営及び執行については、別に定める規則等による。

(会計の公開)

第88条 組合員は、別に定める方法により、中央執行委員長に対して組合会計の閲覧を申し出ることができる。

(流用及び予備費)

第89条 各款項の流用及び予備費の充当は、中央執行委員会の承認を得なければならない。

(会計書類の保存期間)

第90条 帳簿、伝票、証書等の会計に関する書類の保存期間は、決算承認後より5カ年とし、書記局に保管する。

第16章 上部団体との関係

(上部団体への参加)

第91条 この組合は必要と認める場合は、第16条に規定する決定を得た後、上部団体に加入し、又は脱退することができる。

(上部団体の統制)

第92条 この組合は、加盟している上部団体の機関の正規の手続きにより議決された事項及びこれにもとづいて執行される業務の指示に服するものとする。

(組合の自主性)

第93条 上部団体における定期大会等の機関会議に代表組合員を出席させるときは、予めその議題についてこの組合の機関の議決を経てからでなければならない。ただし、上部団体が緊急やむを得ず会議を招集した場合については、この限りではない。

2 前項ただし書による場合は、速やかに機関の事後承認を得なければならない。

3 前項の承認を得るまでの間は、前条の規定にかかわらずその決定に拘束されないものとする。

(代表組合員)

第94条 前条に規定する代表組合員には、この組合を代表してその与えられた権限を行使することができる。

2 代表組合員に付与される権限の範囲は、前条に規定する機関の議決の範囲とする。

3 代表組合員は、原則として中央委員会にて選出する。

ただし、緊急の場合は第65条に基づき中央執行委員会にて選出することができる。この場合、第65条第2項のとおり、次の中央委員会においてその処理の承認を受けなければならない。

4 代表組合員は、原則としてすべての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により選出された役員中より選任する。

ただし、代表組合員が出席する機関会議等の定数が役員の数を上回る場合、又は斟酌すべき事情の定数がある場合は、この限りではない。

5 代表組合員は、あらかじめ選出しておくことができる。

(上部団体の役員)

第95条 この組合から選出する予定の上部団体の役員は、役員中又は補助機関より推薦を受けた者より中央委員会にて選出する。

ただし、大規模災害その他やむを得ない不測の事態が発生し、中央委員会の招集が困難な場合は第65条に基づき中央執行委員会にて選出する。この場合、第65条第2項のとおり、次の中央委員会において事後承認を得なければならない。

- 2 上部団体の役員となった者の任期は、第46条の規定にかかわらず上部団体の任期とすることができる。
- 3 上部団体の役員の待遇は、上部団体にて定めるところ又は第59条の規定に準じて行うものとする。

第17章 解 散

(解散の手續)

第96条 この組合を解散しようとする場合は、第40条の規定にかかわらず議決権を有する出席構成員の3分の2以上の賛成、及び第16条の規定にかかわらず組合員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第18章 救 援

(犠牲者の救援)

第97条 この組合の目的を達成するため犠牲となった場合は、これを救援する。

- 2 前項の規定により救援する場合は、大会又は中央委員会の決定を得なければならない。
- 3 救援について必要な事項は、別に定める規則による。

第19章 雑 則

第98条 この規約の運用について必要な規則・規程・細則等は中央委員会の議決により制定することができる。

附則

この規約は、1951年（昭和26年）4月1日から施行する。

附則

この改正規約は、1953年（昭和28年）4月2日より施行する。

附則

この改正規約は、1954年（昭和29年）5月1日より施行する。

附則

この改正規約は、1955年（昭和30年）5月1日より施行する。

附則

この組合の規約、規則その他組合の文章をすべて左横書きとする。この要領は本市文書作成

要領に準ずる。

2 この改正規約は、1964年（昭和39年）5月1日より施行する。

ただし第49条は1965年（昭和40年）5月10日より施行する。

附則

この改正規約は1965年（昭和40年）8月10日より施行する。

附則

この改正規約は1967年（昭和42年）7月26日より施行する。

附則

この改正規約は1971年（昭和46年）12月26日より施行する。

附則

この改正規約は、1981年4月6日より施行し、1981年4月1日より適用する。ただし、第48条（会計監査委員の補充）については次の定期大会より第7章役員については次の役員選挙より、第76条第2項（救援資金）については新会計年度から施行するものとし、それまでの間はなお従前の例によるものとする。

附則

この改正規約は1995年（平成7年）3月7日より施行する。

附則

この改正規約は2001年（平成13年）4月1日より施行する。

附則

この改正規約は2021年（令和3年）6月11日より施行する。

附則

この改定規約は2024年（令和6年）2月13日より施行し、改正後の規定は、改正前に改正前規約第8条2号に該当した者に遡及して効力を有する。